

令和6年度 第1回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会

日時：令和6年10月2日（水）

午後2時～午後4時

場所：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

開会

（岩田障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介）17名中14名参加

（資料確認等）

大北課長：

障害福祉課企画調整担当課長の大北でございます。

よろしくお願ひいたします。

本部会では、条例の規定に基づきまして、委員の互選により部会長を置くこととしております。

任期終了による委員改選で新たな体制として、本部会がスタートしましたところであり、本日が最初の部会開催となっておりますので、改めまして、本日、皆様に部会長の選出をお願いしたいと考えております。

従来、本部会では、学識経験の立場からご参画をいただいております委員に部会長職をお願いしてまいりました。

事務局からのご提案でございますが、学識経験の立場から参画いただいております「藤井委員」をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

参加委員全員：

異議なし。

大北課長：

ありがとうございます。

それでは、異議なしということですので、進めさせていただきたいと存じます。

司会：

それでは藤井委員より、部会長就任にあたり一言、ご挨拶をお願いいたします。

藤井委員：

ただいま大阪市障がい者施策推進協議会、障がい者差別解消支援地域部協議会の部会長に選任いただきました。藤井でございます。よろしくお願いいたします。

時間に限りがありますので一言だけごあいさつさせていただきます。

私は、障がい者福祉を専門にする人間でございますけれども、差別の問題についても考えてきた1人でもございます。

大学は、日本福祉大学に所属しておりますが、学生支援センターという障がいのある学生に対して、合理的配慮等々を提供する部局がございまして、そこのセンター長を担当しております。

そういった目線からも、このような場で何かしら寄与できたらと思っている次第でございます。

それからもうひとつ、いろいろな方がこの部会にご参画なさっていますので、急にまたお話を振らしていただくかもしれませんが、その際は、ぜひご容赦いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

協議会の運営に当たりましては、委員の皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

大北課長：

藤井部会長、ありがとうございました。

なお、本部会につきましては、大阪市障がい者施策推進協議会条例第6条の規定により、部会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行、代理するという規定がございますので、藤井部会長に副会長の代理の方を指名していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

藤井委員：

はい。それでは私から、代理の方を指名させていただきます。

辻川委員を代理と考えますがいかがでしょうか。

参加委員全員：

意義なし。

大北課長：

辻川委員もよろしいでしょうか。

辻川委員：

はい。

藤井部会長からの指名を賜りましたので、僭越ながら部会長の代理の役についてお受けいたします。

大北課長：

よろしく願いいたします。

藤井委員：

それでは、辻川委員、部会長不在の際の代理としての役をよろしく願いいたします。

司会：

ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行を藤井部会長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

藤井委員：

はい。ありがとうございます。

それでは次第に従いまして議事を進めて参りたいと思いますが、事務局から先ほどご案内ありましたけども16時をめぐりに終了したいということですので、議事の円滑な運営にご協力をお願いしたいと思います。

また事務局からもありましたように、発言の際には必ずマイクをご使用の上、お名前を言ってからゆっくりにお話しいただきますようお願いいたします。

Web参加の委員も、ゆっくりにお話いただくようよろしくお願いいたします。

初めに議題に入ります前に、今回新たにご就任いただきました2名の委員から一言いただきたいと思います。

まず一般社団法人大阪府医師会、前川委員、よろしく申し上げます。

前川委員：《あいさつ》

藤井委員：

ありがとうございます。

次に、大阪法務局人権擁護局第二課長森委員よろしく申し上げます。

森委員：《あいさつ》

藤井委員：

ありがとうございました。

どうか、これから忌憚のないご意見をちょうだいして参りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題1としまして『令和5年度第2回障害者差別解消支援地域協議会結果について』ということで、内容について事務局説明をお願いいたします。

森企画調整担当課長代理：【資料1について説明】

藤井委員：

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明について、委員の皆様からご意見ご質問いただきと思いますが、ご意見等ございますでしょうか。

はい、古田委員、お願いします。

古田委員：

はい、古田です。

医療機関向けの啓発について、少し補足させていただきます。

医療機関向けの啓発のチラシを、大阪府で作っていただきました。

障がいのある人が入院したという時に、障がいに対する無理解も相まって、トラブルがあれこれ相次いでおります。

この間、コロナ過の中で医療現場も大変だったと思いますが、人手不足もあってか、ご

飯に薬をのせてまぜて食べさせるという、対応が相次ぎました。医療現場では、薬を飲みにくい患者にはご飯に振りかけることが、現場のルールで広がってしまっているのではないかと感じるがありました。

また、トーキングエイドという、言葉を発せられない人が、50音の文字盤のボタンを押して文章を作って相手に意思を伝える機器がありますが、コロナ禍のときに、それは私物だというふうに見られまして、病院側に取り上げられてコミュニケーションが全くできなかったということが起きました。病院側と障害者差別解消法の話をしてお詫びをいただいたところですが、コミュニケーションの権利が奪われたという問題がありました。

このような諸々の出来事がありましたので、大阪府の医療の担当と障がい福祉の担当で連携して啓発チラシを作ってくださいました。今、現在、ホームページに掲載されていますが、この春の報酬改定で変更している部分もありますので、今、大阪府で修正をさせていただいてるところです。修正が終わりましたら、リンクできるように発信をお願いしたいというふうに思っております。

藤井委員：

はい。ありがとうございます。

改めて現場の状況についてもご報告をいただきながら、具体的な取り組みの課題についてご指摘いただきました。

他、よろしいでしょうか。

はい、特にないようでしたら、後ほどでも結構ですのでご意見いただければと思います。

次に議題2、『相談窓口の対応状況（令和6年2月～令和6年8月）について』事務局からご説明お願いいたします。

森課長代理： 【議題2について説明】

藤井委員：

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明について、先ほどの資料1の内容も含めまして、委員の皆さまからご意見ご質問があればいただきたいと思いますが、ご意見等ございませんでしょうか。

古田委員、お願いします。

古田委員：

はい、古田です。対応ありがとうございます。

アとカの事例ですが、市営住宅でまた問題が起こっております。どこの市営住宅も高齢化が進んでいて、自治会の役の仕事など、誰もがしんどくなっていますが、数年前に平野区の市営住宅で、事件が起きました。

障がいのある人に役が回ってきましたが、役が本当にできないのかと追い詰めてしまったというものです。良かれと思ったのかもしれませんが、役を免除するために何ができないのかを書き出すように自治会から言われ、お金の計算ができませんとか、これはできません、これは苦手ですと列挙しました。この書いたものを役の免除の理由の説明のために、住民に見せると言われたのですが、本人は、自分の障がいがみんなにさらされてしまうと、ショックを受けて、自死されたという、本当に痛ましい事件でした。精神と知的の重複の障がいを持っておられたようです。

自治会を訴え、裁判になりましたが、自殺に至ることは予見できなかったとしたものの、精神的苦痛への慰謝料などとして40数万円の賠償が求められました。それで終わったのかなどみていましたが、今、区社協を訴えられています。

ご遺族の方も、ご本人が追い詰められることがなかったら、こんなことにはならなかったかもしれないと、かなり悔しい思いを持っておられるかと思います。

このようなことが二度と起こらないようにということで、この間、障がい理解の啓発のチラシを市で作ってもらいました。市営住宅では、はじめは回覧板で回したり、掲示板に貼付するだけでしたが、去年の12月によろしく、市営住宅の全戸配付のお便りの中にチラシを挟んで配付してもらいました。

本日、部会資料と別で配らせていただいておりますが、「大阪府からのお知らせ」というものです。府営住宅でも、同じようなことが起こるかもしれないので、市のチラシをもとに啓発記事を作ってほしいと伝えてきました。全府営住宅の住戸に配付する「ふれあいだより」という冊子がありますが、その中の記事として、2枚にわたって啓発記事を書いていただきました。今年の10月です。

市の作成したチラシを元に作っていただきました。車いすを使用している障がいの人や、見た目でもわかりやすい障がいの方には、掃除や草木の剪定剪定などの活動は頼まれないのですが、知的障がいや精神障がいなど、見た目でもわかりにくく、特に若い人であれば、体が動いて元気そうに見えてしまうので、なぜできないのかと追い詰められてしまうことがよくあります。自治会活動ができないなら出て行ってもらうというように言われたり、入居を阻止するようなニュアンスで言われたという事例もありました。

元氣そうに見えたり、体が動ける人でも、内部障がいや知的障がい、精神障がいですんださを抱えていることを理解してくださいという内容で記事を作成していただきました。

裏面はグループホームの理解について書かれています。「ふれあいだより」ではこれまでもグループホームの中の様子などわかりやすく記事を書いていただいていたました。現在、府営住宅や市営住宅のグループホームはかなり増え、600戸ほどあります。全国で1,000戸ほどになりますので、大阪では約6割を占めており、かなり頑張っていると感じます。

それからアの事例ですが、障がい者手帳を提示して、次期自治会長に話をしましたが、障がい者手帳だけでなく、医師の診断書も持ってきてほしいと言われたとなっています。良かれと思って、診断書の提出を求めているのだとは思いますが。他の住民に説明するために、障がい者手帳だけでは不十分なので、診断書をもって自治会活動はできないということを示してほしいと言われたのだと思います。ですが、また平野区の事案のように、本人を追い詰めることにもなりかねません。ただ、この事例は、現会長が、診断書まで強制的に求めるのはよくないということに気づいていただき、大事にならなかったという事例かと認識しています。昨年度に市で作成した啓発チラシが良い方向に導いたとも認識しています。

次にカの事例ですが、精神障がいの方の事例です。自治会の班長の役が回ってくるが、精神障がいがあるということはどうしても周りに知られたくないという方です。どうしても知られたくないというのは、世間の精神障がいに対する差別がまだまだあるからです。

障がい者手帳も「精神障がい者手帳」とは書いておらず、「障がい者手帳」と書かれています。障がい者手帳に写真を貼付することを拒否する方もいらっしゃいます。身近な人に知られてしまうことを、かなり恐れている方も多いです。

この事例の方も、障がいがあるということを伏せたいという気持ちが強いですが、障害者差別解消法はに基づく対応としては、障がいということを伏せてアプローチをしていくことは難しく、障がい者基幹相談支援センターからも、精神障がいということは伏せながら、「なんらかの障がいがある」ということだけは伝えていくことはダメかということを経験者と話を続けてきました。

追い詰められてしまい、平野区の事案のようなことにならないかと、大変心配しましたが、あるとき、ご自身から「障がいがある」ということを自治会側へ話をし、理解をいただいたと聞いております。

精神障がいの方はこのようなことが多いと思います。精神障がいがあるということをお話したくない、知られたくないということは、よく理解できます。

障がいがあるということだけを、行政の方で証明していただいて、それで自治会の役の免除ができるように、都市整備局や住宅管理センターが動いていただくという仕組みづくり、またこれからもこういった事例は出てくる可能性がありますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

もちろん基幹センターも関与していきますが、本人の障がいをあまり細かく言ったりすると、やっぱり本人にとっては負担です。それを少しぼかした形で、障がいがあるのは事実なので、草木の剪定や掃除など、体がしんどいから難しいということだけで、認められるようにしていく、そういう仕組みが必要かなと思っています。

それと、高齢化が進んでいるということなので、もうみんな誰もできないようになっていきます。今まで、自治会活動は自分たちですから共益費が安くすむような形になっていきますが、自分たちでできない状況になってしまい、押し付け合いになり、追い込んでしまうという構造にあります。

大阪市は自分らで自治会費を集めないといけないということになっていますが、大阪府は、家賃に上乗せして何百円かをそれぞれの住民が振り込んだら、業者につないでもらえるというような仕組みにまでなっていますので、ぜひ都市整備局でも大阪府と同じように、住民から直接振り込んでもらって、自治会で集めなくてもいいような形で、仕組みを変えてもらえるようお願いしたいなあと考えております。

次にサとセの車いすの事例です。

サの事例は、ラーメン屋でよくあるハイカウンターで椅子が高くなって、固定されているようなところを想像します。小さい机でも置くスペースはないのかということをお教えいただきたい。膝の上に乗せると、もしひっくり返したら火傷をしてしまいますので、背の低い机などを置くことはできないのか、その辺をお教えいただきたいと思います。

セの事例もこれ入口に段差があって、持ち上げられる人がいなかったと書かれていますが、何段くらいの段差かわかりませんが、スロープをつけることはできないのかと疑問に思います。

次にタの事例ですが、これは保育園の事例です。これまでも、保育園や幼稚園での障がい者差別相談事例が複数ありましたので、市で啓発チラシを作ってください、各園に周知していただきました。このタの事例は一律に断ってるわけではないということですが、何らか体制を整えるなど受け入れについての検討はなされたのか、或いは、今現在、この方はもう他の保育園に行くことができているのかなど教えていただきたいと思っています。

最後にもう 1 つですが、この部会には、障がい福祉の部局、福祉局しか座っておられないように思いますが、差別の問題というのは全庁的な課題ですよね。報告事例に出てくる

関係部局が全く出てこようとしなないというのは、ある意味障がい福祉課に押し付けて、自分らは関係ないとも思っておられるのではないかと思ってしまう。

せめて報告事例に挙げたものについては、その関係部局は必ず参加して、自分たちの課題であるということを確認していただきたいと思います。次回から報告事例に挙がる関係部局には出席いただけるように次回からお願いしたいと思います。

はい。以上です。

藤井委員：

ありがとうございます。

いくつかご報告、それから質問、提案がございました。

アとカの事例ですが、市営住宅での話でございまして、これまでの経緯をわかりやすく説明してくださいました。

特に平野区での事案につきましては、同じことを繰り返さないようにできることをしていくべきだという旨の、まずご意見があったかと思えます。

今回も同様に市営住宅の事例があがっているということについて、どう考えるべきなのかということを含めてお話をなされていたというふうにも理解しております。

それからア事例です。啓発チラシの効果が出たのではないかということで、ここでの取り組みについての一定評価をいただきましたが、今後も考えていく必要があるのかなというところだと思います。

カの事例ですが、精神障がい、障がいを伏せたいという方の事例でございました。デリケートな対応が必要だという話になってくると思いますが、障がいがあるということだけを行政で証明し、それで免除をするというという仕組みづくりはどうかというご意見がございました。

これについても、事務局の方でお話をいただきたいと思えます。あともう1つ、自治会活動にかかる費用を家賃に上乗せするという話、大阪府でしたっけ。

古田委員：

そうです。

藤井委員：

費用を家賃に上乗せして、幾らか振り込むと業者に自動的につなげて、住民に負担が発生しないような仕組みがすでにあるということですね。

そのことについてのご提案がございましたので、この点についてもお話しいただければと思います。

サとセの事例でございましたけども、セの事例についてはスロープをつけられないのかということ、こちらに関する質問でございましたのでよろしくお願いします。

タの保育園の事例でございましたけども、体制をどういうふうに整えていくのかについて、少し具体的な情報が欲しいという質問だったかと思います。

そして最後に障がい福祉の関係部局しか、ここにご出席いただけていないことについて、どう考えていくのかということですが、報告事例に応じて出席について考えるべきなんじゃないかという提案でございました。

よろしくお願いします。

大北課長：

福祉局企画調整担当課長の大北です。

私の方からは最後にご意見のありました、すべての関係部局が本部会に出席すべきではないかというご意見ですけども、私ども、他局だからこの場に呼んでないということではなく、どの部局も障害者差別解消法の趣旨を理解する必要性はあり、それぞれの部局が関係する相談事案については、各部局に主体的に考えてもらわないといけないという認識で、さまざまな部局に事務局としてご参画いただいているところです。

ただ、相談事案にあがってきた関係部局すべてが事務局ということではありませんので、事案にあがるような部局については、出席いただけるように今後も調整をしていきたいと考えています。

以上でございます。

森課長代理：

障がい福祉課 森でございます。

私の方から、事例の内容に関するご質問についてご説明いたします。

まずサの事例でございます。膝の上にトレイを置いて食べれないかという申し出でございまして、高い位置にテーブルがあるので、ご本人は膝の上に置いて食べたかった、しかしお店側としては、それは危ないということで、椅子の上にトレイ置いてはどうかということをお店から提案されたというような事例でございます。

椅子も少し高めの椅子でした。車いすに座っている方の目線よりすこし上ぐらいの椅子の高さでしたので、もう少し例えば低い椅子を用意するとか、高さ調節のできるテーブル

を用意するとか、そのような環境の整備にかかる部分についてお話をさせていただいたところでございます。

古田委員：

小さい机を置くスペースはあるということですね。

森課長代理：

そうですね。すでに小さ目のテーブルが1つ置かれていて、他の席はカウンター席になっていました。カウンターはハイカウンターで、テーブルも背の高いものでしたので、高さ調整のできるテーブルにしてはどうかという提案をさせていただきました。

ただ購入するのにお金がかかりますので、なかなかすぐにはできないけども、検討していくという、そういった状況でございました。

セの事例でございます。スロープじたいは置いていませんでした。ここは店の外側に段差があるのではなく、内側ですね、ドアを入れて内側に3段ほど、段差があるというという状況でございました。スロープを置くのは少し難しいのではないかと思う状況でございました。

それとタの保育園の入園保留の事案ですが、もともと最低限必要な人員プラスアルファの人員がいますが、受け入れるためにはさらに人員が必要だということで、ハローワーク等で求人募集をしても保育士が確保できず、入園保留という決定になったということでございます。相談者は、別の小規模保育園にはなりますが、そこにすでに通われています。

以上でございます。

藤井委員：

はい。ありがとうございます。

カの事例ですが、精神障がいなど、障がいの内容については伏せるという話がありましたけれども、これについてはいかがでしょうか。

市営住宅の事例で、精神障がいがあるというご事情がある中で、障がいの種別について公表せずに対応する可能性や余地がないのかという話だったと思います。

野田課長：

失礼します。こころの健康センターの野田といいます。

どういう形でそれを証明するのかということについては、新たな仕組みというか、そうい

うものを作らないとなかなか解決が難しいのではないかというのが、率直なところでございます。

何ができるかというところについては、都市整備局と合わせて考えさせてもらいたいなと思います。

藤井委員：

ありがとうございます。

家賃の上乗せの話、これも都市整備局のところでもたご検討いただけるということよろしいですか。

森課長代理：

家賃の上乗せについての話は、委員からご意見ありましたということで、都市整備局に申し伝えたいと思います。

藤井委員：

はい。ありがとうございました。古田委員、いかがでしょうか。

古田委員：

はい。結構です。

藤井委員：

障がい種別を明らかにするかどうするかということに関しては、議論が出てきているところですが、障がいの社会モデルで考えていくと、障がい種別を伏せるということも実はあり得るところは、議論として出てきてるところでございます。

ありがとうございます。

福島先生、ご発言どうぞ。

福島委員：

福島と申します。

1つは技術的な話です。そちら側、会場の音声がかもって聞こえます。大まかには話はついていけるのですが、細かな話になると少し聞き取りづらいところが出てきているということがあります。なので、オンラインで参加する場合、マイク等の調整を、次回していた

できればというのがまず1点目の話です。

次に内容に関わる質問があります。前回の意見でも出ていると資料で確認をしましたが、改めて今回の資料、特に具体的事例のところを拝見させていただいて、また、先ほど説明を聞いていて気になったところがあります。

どういうことかということ、相談への対応として、全体として見たときに、障がい者差別解消法の趣旨について啓発を行うとか、合理的配慮の趣旨について啓発を行うという対応が数多く散見されます。

それは当然大事なことで、障害者差別解消法を知らないとか合理的配慮の具体的内容について知らないというときに啓発をすることというのはとても大事なことだと思います。でするので、啓発それ自体を否定するわけではないのですが、ただ、個別の事案に踏み込んでいけば踏み込んでいけば、具体的に個別の事情を踏まえて、例えばこういった対応が事業者として考えられるのではないかというような提案をするということも考えられるのかなと思うのですが、実際にそういった個別的な提案というのは、大阪市の方でされているのかというのが私からの質問になります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

藤井委員：

はい。ありがとうございます。

1点目につきまして、聞こえない場合はまたその都度おっしゃっていただければと思っております。

2点目について、事務局からよろしくお願ひします。

森課長代理：

障がい福祉課の森でございます。

福島委員からのご指摘としましては、啓発だけではなく、提案を、個別の具体的な提案をしているのかということでございます。

基本的にすべての案件について、どうしたらいいかといった提案を、相談者と相手側の双方の話を聞いて、できることは何かということを考えながら具体的に提案などをさせていただきます。

双方の納得が得られず、解決に至らず、啓発をして対応終了となった案件もですね多々ありますが、それについても、個別のご提案はさせていただいてるという状況でございます。

福島委員：

ご回答ありがとうございます。

具体的な提案をされているということで、承知いたしました。

ただ資料として見たときに、「法の趣旨について啓発を行った」で終わっているものがほとんどですので、何かこれだけを見ると何かあたかも大阪市は何もしてないようにも見えてしまうので、見せ方の問題としてもう少し何かこういうことをされたということを、もちろん書けること、書けないことがあるのは重々承知をしていますが、公表されるものですので、そういった観点からも、もう少し内容を充実させていただけると、結果として大阪市もこういう取り組みをしているのねっていうことのアピールにも繋がる面があると思いますので、そういった観点からも少し資料の書き方についてはご検討いただけると幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

藤井委員：

個別の具体的な提案も行っているというところですが、少しそれが見えにくいというご意見でした。長谷川委員、お願いします。

長谷川委員：

今のご意見と関連するところですが、イトスの事案は学校現場で起こっていることですよね。

そういう事例については教育委員会へ連携しているのかどうかということがひとつです。あと、どちらも保護者の方の思いがすごく強いと感じます。例えば、イの事案でしたら、1対1の対応がどうして無理なのか、そのところを学校側と保護者の間でどれだけ話し合っているのか、少し疑問に思いました。

スの事案ですが、生徒同士が自発的に班を決めており、障がいがあるということを理由にメンバーを決めたわけではないということを確認したと書かれています。ですが、この生徒同士というのが、ご本人が入って話し合っただけで決めているのかとかが気になります。生徒同士が決めていたら大丈夫ということではなくて、例えば、自分の意見が言えない子に対して、意思決定支援などが行われているのかとか、そういったことが、一番大事なところではないのかなと思うので、前向きな解決策というか、そういった観点で説明をしたら、今のお話にもありましたけれども、啓発を行うだけではおそらく解決できないのではないかなと思います。

そういう具体的な解決をしていく事例をたくさん作って、それを広げていくということ

が大事なのではないかと思います。

以上です。

藤井委員：

ありがとうございます。

北野委員と古田委員、それに関連することでしょうか。

古田委員：

はい。

藤井委員：

では、よろしく申し上げます。

古田委員：

先ほどの福島委員の意見に関連することになります。

先ほど質問したことも、最終的にどうなったかというのが書かれていないので、聞かせてもらいました。

いろいろ話をされているということでしたら、具体的にどんな提案をして、どういうふうにしたのか、結果まで含めて書いていただいて、できたら解決事例に入れていただくようにお願いしたいです。

藤井委員：

はい。北野委員。関連してよろしく申し上げます。

北野委員：

はい。福島委員のご意見、おっしゃる通りだと思います。

毎月、事例検討会議というのをやっております、私もその事例検討会議の委員ですが、この事例は全部、毎月の会議にあがってきたものです。それぞれの事案について、弁護士の方と当事者の方と私から、いろいろ意見を言い、個別の提案をいたしております。さまざまな提案や意見交換をしていますが、その細かい部分をどこまで表現できるものか、ご意見もいただきながら、もう少し書ける部分は書いていければと思っておりますが、事務局としていかがでしょうか。

森課長代理：

ご意見ありがとうございます。

書きぶりですが、具体的にやってることを、どこまで書けるかというのはありますが、なるべくわかりやすく、こういうことまでしているということがわかるような表現方法を検討していきたいと思っております。

藤井委員：

ありがとうございます。

長谷川委員のご質問に対していかがでしょうか。

森課長代理：

イトスの案件は、教育委員会にも連携をしています。

イの事例は、保護者が教室に入って本人の支援をしたい、それを合理的配慮として求めているという内容です。学校もできることを考え保護者と話をしているものの、納得が得られず、教育委員会を含めて対応をしているという案件でございました。

スの事案は、生徒同士で班決めをしたということです。意思決定支援の必要性の確認まではできていませんが、学校側からも、障がいがあるということで生徒の意見なく決めた班ではないということを確認しています。

藤井委員：

はい、ありがとうございます。

福島委員、これらの議論となっております。いかがでしょうか。

福島委員：

先ほどの北野委員のご発言に関してですが、確かに内部で検討されているということはよくわかりますが、ただ、この文章だけをみると、結果として啓発をしたということしか書かれていない。で、あれば、行政は何をしているのと思われても仕方がないということは、やはりここで今一度強調しておきたいと思います。

この文章は不親切なので、その点今一度ご検討いただければと思います。

もちろんスペースの都合もあろうかと思っておりますので、長々と検討の詳細について書くように述べているわけではありませんが、これだけではやや不親切かなあというのは、ご発言を聞いても否めないところです。

藤井委員：

ありがとうございます。

どのように工夫できるのかは、プライバシーのところに関わってくる話で、これを公表したことによってトリガーになっても危険ですし、一方で福島委員がおっしゃるように市民のための資料でもあるので、どういうふうにお伝えしていくのか、どう工夫していくのか、一緒に考えていく必要があります、考えていきたいところです。

他、いかがでしょうか、辻川委員。

辻川委員：

辻川です。

今のことに関連しますが、ソの事例です。肢体不自由の方の事例で、車いすを使用している方が行きつけの喫茶店にもう来ないでほしいと言われた事案です。迷惑行為が多いために入店を断ったというもの、そこでまた啓発になっていますが、この「迷惑行為が多いため」ということについては、非常に抽象的なんですね。

迷惑行為と言えればそれで正当理由だと、もちろん具体的に聞き取った中でそれは検討していただいているとは思いますが、この文章だけを見ると、迷惑行為が多いと入店を断ってもいいのかという誤解を与えかねないところがあるので、もう少し表現を工夫していただけると良いのかなと思いました。

抽象的な文言、抽象的なことは正当理由にはならないので、具体的なことを書くのはプライバシーの観点からちょっと難しいのはわかりますが、もう少し工夫をしていただけるとありがたいかなと思います。以上です。

藤井委員：

はい。ありがとうございます。

抽象的で誤解を与えてしまうということでしたが、事務局いかがでしょうか。

森課長代理：

ご意見ありがとうございます。

まずソの事例の迷惑行為ですが、ガラス張りのドアをガンガン蹴るとか、そういったことが続き、それが迷惑行為になるので、来ないでほしいと伝えたという内容でございました。

書き方については、次回以降、工夫しながらわかりやすく示していきたいと思っております。

ます。よろしく申し上げます。

辻川委員：

はい。ありがとうございます。

藤井委員：

辻川委員、よろしいでしょうか。はい。それと関連しても構いませんし、ほかなにかありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

続いて、議題3『令和6年度、研修・啓発等の実績及び予定について』事務局から説明をお願いいたします。

森課長代理： 【議題3についての説明】

藤井委員：

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思えます。はい、古田委員、お願いします。

古田委員：

はい、ここで住宅の差別について、述べさせていただきます。

分譲マンションに知的障がいの方のグループホームが入っていて、20年近く入居しているグループホームですが、突然、消防法令では施設になる、管理組合にとっては負担が及ぶので出て行ってほしいと言われ、6年前に裁判が起きました。

辻川委員と一緒に取り組んできましたが、障がいのグループホームの存在をよく思っていないのか、追い出そうとする事案が起きました。表向きは、消防法令上、何千万円もかけて消防説にを設置しないといけなくなるので、それは住民に過重な負担がかかるという理由でした。

裁判で負けるとは思っていなかったのですが。一審ではグループホームは出ていくようになるという信じられない判決が大阪地裁で下されてしまいました。

設備にかかる費用負担は発生しないことを証明して行って、7月1日に和解に至りましたが、まだまだ理解不足を感じます。

単身の障がいのある人が住宅を探す際には、今なお何十件も不動産屋をまわらないと貸してもらえないような状態が続いていますし、グループホームを新たに設置しようとする  
と、今なお住民の反対運動が起こったりもします。

住宅セーフティネット法が改正されますが、アンケートで約7割の家主が障がいのある  
人の入居に対して良く思っていなかったり、拒否感があるという回答をしており、もっと  
啓発を進めていただかないといけないと感じます。

住宅セーフティネット法の改正では、努力義務ではありますが、居住支援協議会の仕組  
みを強化していこうという動きもありますので、来年度、住宅分野の啓発を担当部局とも  
連携して進めていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

藤井委員：

ありがとうございます。

分譲マンションのグループホームの話でございました。

住宅分野の啓発をどのように進めていくかということを改めて古田委員からご指摘をい  
ただきました。

事務局から何かありましたらお願いいたします。

森課長代理：

ご意見、どうもありがとうございました。

啓発につきましては、これまでも対象分野、例えば住宅ですとか、保育教育、金融機関  
向けとか、そういった分野ごとに対象をしぼって、より効果的なものとなるように、これ  
までも進めてきているところです。

また今後、どのようなやり方がいいのか検討させていただきまして、効果的な啓発をし  
ていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

藤井委員：

はい。ありがとうございます。

法律の動きと関連して考えていかないといけないというご指摘であったとも思います。

貴重なご発言ありがとうございました。

他、いかがでしょうか。

大畑委員、研修の話もありましたが、民間事業者の観点から何かご意見がございました  
ら賜りたいと思いますがいかがでしょうか。

大畑委員：

我が社では、1年間継続して新入社員研修を実施しております。で、その中で障がいに関する研修も、年1回だけですが行っています。

先ほど事例の中で、段差があるけれどもスロープが用意できないとか、テーブルが高くて、車いすを使用している方にとって、不便が生じているという事例があったかと思いますが、私どものホテルは建物自体が非常に古い建物です。

バリアが生じている部分については、スロープを設置した、電動車いすのまま上がっていただけるような設備を設置したりしております。

今回の事例報告を聞いていて思うのは、中小企業等がスロープを設置したり、店舗の改装をすることについては、やはり行政の方の支援も必要かと思えます。

障がいの部局だけでなく、全庁的に意見と出し合って解決に向けて考えていくことが大事だと、今日はお聞きして感じておりました。

ありがとうございました。

藤井委員：

ありがとうございます。

大学の話になってしまいますが、トップのところでは、しっかりとこの障害者差別解消法についての周知をしていくように強調されていますが、トップマネジメントの観点を、啓発においては考えたいと思ったところでございます。

ありがとうございます。

新入社員の方に対する教育・啓発など、いろいろ取り組まれているというお話でございました。他いかがでしょうか。

森委員：

大阪法務局人権擁護部の森です。

不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供について、法務局においても調査救済事務を行っています。感覚的にですが、今年度に入ってから、特に合理的配慮の不提供に関するご相談が増えているという印象を持っています。

先ほど福島委員の方からもありましたように、具体的な建設的対話の内容というか、障がいのある方と事業者の双方の建設的対話をどううまく進めいって、お互いの満足できる、解決点というか、お互いが譲り合って導き出される一番よりよい結論を見付けるということがかなり難しいなというのを日々感じているところでございます。

同じような障がいであっても、求める合理的配慮は少しずつ違っていたり、事業者ごとにも事情はそれぞれ異なりますので、非常に難しい部分がありますが、それぞれの対応を個別に考えていくのが大事だと考えていますので、本日の議論ご意見は非常に参考になる部分が多かったと感じております。以上です。

藤井委員：

ありがとうございます。

合理的配慮のあり方として、建設的対話がキーワードとしてあるわけですが、具体的にどう進めていくのかということは、同じように課題、難しさを抱えていらっしゃるというお話でございました。

同じ障がいであったとしても、合理的配慮の内容とか、事業者が調整できること、あるいは着地点は異なるという基本的な考え方もご意見としていただけたと認識しています。

ほか、いかがでしょうか。手嶋委員お願いいたします。

手嶋委員：

修学旅行の事案に関しまして、学校の教育がどうなっているのかと思っています。学校が、子どもたちを教育していくなかで、障がいをどうとらえているのか。障がいに対する教育を昔からずっとやってきていたら、このような障がい者差別の問題は起きないのではないかと思います。

これからも引き続き啓発等がんばっていかないといけないと思っております。

藤井委員：

どうもありがとうございます。

教育現場での事例について、どのように考えていくかということは、改めて大きな課題として示されたと思っているところでございます。

ありがとうございました。

他にどうでしょうか。

北野委員：

北野です。

今、手嶋委員からいただきました課題ですが、毎月実施している事例検討会議でもスやタの教育や保育の事例はかなり議論を重ねた事例です。

市でもいろいろと悩みながら、対応をしてもらっているところです。

もう1点、今回法改正があって、民間事業者の合理的配慮が義務化されましたが、事業者からの相談事例が出てきました。これは大きなことだと思っています。

また、内閣府がつなぐ窓口を作られています、昨年10月から始まっていますが、この窓口を理容される方も増えています。そのようなことを考えると、法改正にも一定の意義があったと認識できます。

藤井委員：

ありがとうございました。つなぐ窓口は施行事業でしょうか。

北野委員：

そうです。

藤井委員：

前川委員、お願いします。

前川委員：

今日、色々と聞かせていただいて、色々と思うところがございました。

今から40年ぐらい前でしたら、認知症はほとんど知られていなかったと思います。

あの当時は家族の人は隠して、隠してというような、そういう社会だったと思いますが、今やもう我々の患者さんも、認知症は、自分と地続きの世界という認識で生活をしていると思います。

認知症に対して社会全体が正しく理解をしてきて、自然とみんな対応できるようになってきたと思います。障がいも、我々だって耳が聞こえなくなったら難聴の世界、目が見えなくなったら視覚障がいの世界です。膝が悪くなったり、歩けなくなったら、これも身体障がいの世界、僕らだって地続きの世界ですので、すべての人たち、インクルーシブの世界で我々は生きている、そういうことなのだろうなと思いつつ聞いておりました。

しっかりと権利を主張したり、言うべきことを言う中で、よりよい社会の中になっていくのだろうと思いますし、事例検討会議でもすばらしい議論がなされているのだろうと推測します。

ありがとうございました。

藤井委員：

はい。ありがとうございました。

そうしましたら、議題4の方ですが、「その他」について事務局から何かありますでしょうか。

森課長代理：

その他のところは特にございません。

藤井委員：

はい、ということでございます。

本日予定されている議事についてはすべて終了いたしました。

辻川委員、本日の全体を通して、コメントいただければと思います。

よろしく申し上げます。

辻川委員：

はい。本日も活発な議論をしていただきまして、ありがとうございます。

建設的対話については、森委員もおっしゃるように、本当に個別の事例で違ってきます。

障がいのある方もそれぞれ違うし、お店など事業所ごとにも違うので、やはり障がい者差別の問題を解決するためには、いろいろな事例、特に好事例の蓄積が不可欠だと思います。ですので、そういうことがよくわかるようなものがつくれたらと思っているところです。

また、こういう場における議論は非常に重要だと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。

藤井委員：

はい。ありがとうございました。

いろんな事例をどういうふうに積み重ねていくのかということはおそらく、現場の力量を高めていくようなきっかけになると思いますが、それはおそらく、障害者差別解消法を1つのツールとして、現場の差別をなくしていくことに直接的に繋がっていくのかなと思った次第でございます。

障がいは地続きの世界というふうな話がございましたが、そのような目線で考えていけ

るような、啓発も含めて、検討ができたらと思った次第でございます。

そうしましたら、本日予定された議事についてはすべて終了しましたので事務局にお返ししたいと思います。

大北課長：

委員の皆様におかれましては長時間にわたりまして、ご審議いただき誠にありがとうございました。

ひとつお詫びといたしますか、今日の会議で、Webの音声の状況が良くなかったというご指摘いただきましたので、次は必ず改善させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、資料につきましても、委員の皆様からご意見いただいたということを十分に理解しまして、次回から、出来る限り記載できるように対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次回は2月ぐらいの開催になろうかと思っております。

また日程が決まりましたら、ご案内を差し上げますが、その際には、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

司会：

それでは、これをもちまして、令和6年度第1回大阪市障害者差別解消支援地域協議会を閉会させていただきます。

皆様、本日は誠にありがとうございました。